大木町選管告示第30号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第３項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定める。

令和８年10月30日

大木町選挙管理員会
委員長　田中　重美

１　登録の基準日　　令和９年１月18日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、令和９年１月24日現在とする。

２　登　録　日　　令和９年１月18日

大木町選管告示第31号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

記

選　　挙　　長		選 挙 長 職 務 代 理 者	
住　　所	氏　　名	住　　所	氏　　名
大木町	田中　重美	大木町	池末　行成

大木町選管告示第32号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における投票所を次のとおり指定する。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

記

投票区名	投票所名（施設の名称）	所　在　地
第１投票区	大溝コミュニティセンター	大木町大字大角1550番地
第２投票区	大木町総合体育館　研修室	大木町大字八町牟田617番地１
第３投票区	大莞コミュニティセンター	大木町大字三八松384番地

大木町選管告示第33号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における期日前投票所を次のとおり指定する。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

記

投票所名（施設の名称）	所　　在　　地
大木町役場　１階ロビー	大木町大字八町牟田255番地１
イオン大木店　１階	大木町大字蛭池1200番地

大木町選管告示第34号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更する。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

記

変更を行う投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

投票所名（施設の名称）	開く時刻	閉じる時刻
大溝コミュニティセンター	午前８時	午後７時
大木町総合体育館　研修室	午前８時	午後７時
大莞コミュニティセンター	午前８時	午後７時

大木町選管告示第35号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更する。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

記

変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

投票所名（施設の名称）	開く時刻	閉じる時刻
イオン大木店　１階	午後１時	午後７時

大木町選管告示第32号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一であるため、開票事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行うものとする。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

大木町選管告示第36号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

１　場　　所　　大木町大字八町牟田617番地１
大木町総合体育館

２　日　　時　　令和９年１月24日
午後８時から

大木町選管告示第38号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

選挙長の事務を取り扱う場所

場所：大木町選挙管理員会事務室（大木町大字八町牟田255番地１）

ただし、令和９年１月19日（告示日）午前８時30分から午後５時までの大木町長選挙の選挙長の事務を取り扱う場所は以下のとおりとする。

場所：大木町役場　３階　第３会議室（大木町大字八町牟田255番地１）

大木町選管告示第39号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙におけるポスター掲示場を別紙のとおり設置する。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

大木町長選挙公営ポスター掲示場一覧表

令和９年１月 24 日執行

番号	投票区	ポスター掲示場の設置場所	
1	第１投票区	笹渕消防ポンプ格納庫横　北方 30m	笹渕 401　東方 30m
2	〃	土甲呂お宮西側	福土 194　東側
3	〃	西鉄大溝駅東方 50m	大角 1343　東方 50m
4	〃	古賀コミュニティーセンター北方 130m	大角 390-9　西側
5	〃	大溝保育園	前牟田 783-5
6	〃	大溝小学校西側（大和城島線）	前牟田 648-2　南西側
7	〃	野田酒店西側	横溝 921　西側
8	〃	インテック北方 90m	横溝 1680-1　北方 90m
9	〃	くるるん南側	横溝 1331－１　南側
10	第２投票区	三島保育園西側	蛭池 865－2　西側
11	〃	侍島交差点北東角	侍島 704-1　北西側
12	〃	大木町役場前（南東側）	八町牟田 255-1　南東側
13	〃	たなか医院東側（ミニ公園前）	上八院 1596-2　北側
14	〃	西鉄八丁牟田駅	八町牟田 220-3
15	〃	田中モータース南側	絵下古賀 547-5　南側
16	〃	いとう食堂前	上牟田口 935　東側
17	〃	セブンイレブン福岡大木町店西側	上八院 1519－１東側
18	第３投票区	池上ファーム西側	奥牟田 189　西側
19	〃	「三八松」信号北側 300m	「三八松」信号北側 300m
20	〃	土俵うどん南方 100m	奥牟田 604-6　南方 100m

21	〃	ふるさと物産館 い草の森　東側	高橋 520-3　東側
22	〃	大莞小学校南側	奥牟田 250　南側
23	〃	大莞保育園北側	三八松 744-1　北側
24	〃	ビレッジハウス大木南西側	三八松 151-1　南西側
25	〃	ヤカベストアー西方 50m	三八松 598－6　西方 50m

大木町選管告示第 40 号

令和９年１月 24 日執行の大木町長選挙において公職の候補者が公営ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日を令和９年１月 19 日と定める。

令和８年 10 月 30 日提出

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

公職の候補者が立候補の届出をした日
（但し、候補者届の受理後とする。）

大木町選管告示第41号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙における投票所内及び期日前投票記載所内の候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

記

１　場　　所　　大木町大字八町牟田255番地１
大木町役場　３階　第３会議室

２　日　　時　　令和９年１月19日　午後５時30分

大木町選管告示第42号

令和９年１月24日執行の大木町長選挙につき、大木町選挙会において、候補者から届出があった選挙立会人が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が３人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

記

１　場　　所　　大木町大字八町牟田255番地１
大木町役場　３階　第３会議室

２　日　　時　　令和９年１月21日　　午後５時30分

大木町選挙管理委員会告示43号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程の一部を改正し、公布の日から施行する。

令和８年10月30日

大木町選挙管理委員会
委員長　田中　重美

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動に関する規程（昭和38年大木町選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

第25条第１号エ中「１万2,000円」を「23,000円」に改め、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同条第２号中「１万円」を「10,000円以内」に改め、同条第３号中「１万円」を「20,000円」に改め、同条第４号中「１万円」を「15,000円」に、「１万5,000円」を「20,000円」に改める。